

「技術者等及び現場代理人の適正配置について」の改正について

1. 改正の概要

令和6年12月2日に健康保険被保険者証の新規発行が終了し、マイナンバーカードに一体化されることに伴い、技術者等及び現場代理人の**直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類**を変更した。

- ① 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し」を追加した。
- ② 「健康保険被保険者証の写し」については、有効期間内のものについては、令和7年12月1日まで有効とする経過措置とした。

2. 適用年月日

令和6年12月2日以降に締結する契約から適用する。